

認知症疾患医療センターの役割

① 専門医療相談の実施

当院の認知症疾患医療センターにおいては、認知症に関する専門知識を有する精神保健福祉士等が本人、家族、関係機関（地域包括支援センター、市町村、保健所、保健センター、介護保険事業所等）からの認知症に関する医療相談に対応するとともに、状況に応じて、適切な医療機関等への紹介を行います。

② 認知症の診断と対応

・認知症の鑑別診断にとどまらず、日常生活の状況や、他の身体

疾患の状況等も踏まえ、総合的な評価を行うとともに、関係機関と情報の共有化を図り、医療・福祉・介護等の支援を行います。

・日本老年精神医学会が認定する専門医及び指導医が中心となって診察を行い、臨床心理士は認知症の重症度評価を行い、経時的なフォローを行います。

* 診断後は、かかりつけ医と連携を図り、日常の診療は、かかりつけ医が担当することを基本とします。

③ 身体合併症及び周辺症状の対応

認知症の身体合併症及び周辺症状の治療については、状態に応じて一般病院と緊密な連携を図り、症状悪化時には当院での入院治療が可能です。

④ 地域連携の推進

地域の医療機関、地域包括支援センター、市町村、保健所、保健センター、介護保険事業所、家族介護者等との連携を図るため、連絡協議会を設置し、地域において関係者が連携するネットワークづくりに向けた支援を行います。

⑤ 専門医療、地域連携を支える人材の育成

院内においては、専門的な知識・経験を有する医師・看護師の育成に努めていくとともに、地域においては、かかりつけ医等の認知症対応能力の向上を図るための研修会等を行います。

⑥ 情報発信

認知症に関する正しい知識の講習会等、認知症予防普及啓発活動を行います。

